

## 千曲市ふるさと納税にかかる業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本実施要領は、千曲市（以下「本市」という。）が行う「千曲市ふるさと納税にかかる業務委託」を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

別紙「千曲市ふるさと納税にかかる業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### 3 参加資格

次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザルへの参加表明書（様式 2）の提出日から契約締結日までの間、千曲市物品購入等に係る契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（平成 15 年千曲市告示第 6 号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 千曲市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 41 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 令和 6 年 11 月 29 日までに「令和 4・5・6 年度の千曲市物品購入等にかかる競争入札参加資格審査登録名簿に、参加希望業種「大分類 19／その他の業務 中分類 43／その他 品目等 ふるさと納税業務委託」で登録があること。
- (7) 令和 4 年度以降、令和 6 年 10 月末日までの間に、地方公共団体におけるふるさと納税管理業務を新たに受託した実績（自治体が直営で行っていた場合、または他事業者に委託されていた場合に、業務を引き継いだものに限る。）を 2 件以上有しており、かつ現在も地方公共団体におけるふるさと納税管理業務を 2 件以上受託中であること。
- (8) 千曲市内に本店、支店または営業所等（以下「事業所」という。）を現に有し、若しくは令和 7 年 4 月 1 日までに事業所を設置し、本市や事業者の求めに応じて速やかに市内の指定する場所に来訪することが可能であること。ただし、これにより難しい場合はこれと同等の体制を取れること。

なお、事業所の設置にあたって本市施設の貸し出しや、本市によるあっせんは一切行

わない。

#### 4 スケジュール（予定）

内 容	期 限 等
公告	令和6年11月12日（火）
質問の受付期限	令和6年11月19日（火）（正午まで）
質問の回答	令和6年11月25日（月）
参加表明書等の提出期限	令和6年11月29日（金）（必着）
参加資格審査結果の通知	令和6年12月6日（金）
企画提案書等の提出期限	令和6年12月16日（月）（必着）
プレゼンテーション審査	令和6年12月26日（木）
審査結果通知の発送	令和7年1月10日（金）
契約締結	令和7年1月中旬以降

※スケジュールは予定であり、変更があり得ることに留意すること。

#### 5 質問の受付及び回答

(1) 提出期限 令和6年11月19日（火）（正午まで）

(2) 提出書類 質問書（様式1）

(3) 提出方法

電子メールに質問書（様式1）を添付

※担当部署へ送信した旨の電話をすること。

(4) 提出先

千曲市役所 経済部 ふるさと振興課 ふるさと納税推進係

E-mail : [f-nouzei@city.chikuma.lg.jp](mailto:f-nouzei@city.chikuma.lg.jp)

(5) 回答方法 令和6年11月25日（月）にホームページに掲載する。

#### 6 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式2）及び次の添付書類を期日までに提出すること。

(1) 提出期限 令和6年11月29日（金）（必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式2）

イ 会社概要または会社パンフレット（任意様式）

ウ 実績報告書①（様式3-1）

エ 実績報告書②（様式3-2）

(3) 提出方法 電子メールに提出書類（上記6（2））を添付

(4) 提出先

上記5（4）のとおり

(5) 参加資格審査結果の通知 令和6年12月6日（金）

参加表明書を提出した事業者に対して、参加表明書を送信した電子メールアドレス宛に通知する。

7 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、すみやかに辞退届（様式4）を提出すること。

(1) 提出書類 辞退届（様式4）

(2) 提出方法 電子メールに提出書類（様式4）を添付

(3) 提出先 上記5（4）のとおり

【これ以降は、参加資格を有する者の手続きです。】

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和6年12月16日（月）（必着）

(2) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書等提出届（様式5） 1部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本10部

※A4サイズ（A3折り込み可）、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。

ウ 提案見積書（様式6） 正本1部、副本10部

エ 企画提案に関する上記（8（2）ア～ウ）の全ての電子データを収めたCD-RまたはDVD-R 1枚

(3) 提出方法 郵送または持参 ※上記6（3）のとおり

(4) 提出先 千曲市役所 経済部 ふるさと振興課 ふるさと納税推進係

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

(5) その他

ア 8（2）イ～ウの副本（8部）には、参加者名の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこと。記載せざるを得ない場合は黒塗り等で削除すること。

イ 1者につき1提案とする。

9 企画提案書の記載項目

仕様書の「4 業務の内容」及び評価基準書（別紙1）に基づき、各項目に沿った内容を記載すること。なお、円滑な業務遂行及び寄附金額の増加を図るため、下記（1）～

- (5) についても提案を求める。
- (1) 寄附者からの問い合わせ対応についての体制
- (2) お礼の品出品事業者からの問い合わせ対応についての体制
- (3) 寄附金額の増加に繋がるPR方法
- (4) 寄附リピーター取得のための提案
- (5) 青果品の取扱いに関するノウハウ

## 10 プレゼンテーション審査

- (1) 実施日時・会場 令和6年12月26日(木) 千曲市役所内会議室

※実施日時と会場の詳細は、決定次第、参加者へ通知する。

- (2) 時間配分 30分(準備5分、プレゼンテーション15分、質疑応答10分)

- (3) 出席者 3名以内

※本業務にかかわる者を必ず含めること。

- (4) 使用機材

本市が用意するプレゼンテーション機材は次のとおりとする。不足がある場合は事業者が用意すること。

- ア プロジェクター
- イ 投影用スクリーン

- (5) その他

- ア 当日に出席者の確認を行うため、所属団体を確認できるものを用意すること。
- イ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らないようにすること。
- ウ 当日の追加配布の資料は原則認めないが、質疑応答で質問に回答する際に追加資料を必要とする場合のみ、追加資料の提案及び提出ができるものとする。
- エ 当日の内容を録画または録音する場合がある。

## 11 選定方法

- (1) 審査及び審査基準

- ア 本市において、千曲市ふるさと納税にかかる業務委託の審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、評価及び受託候補者の決定を行う。
- イ 「評価基準書(別紙)」に基づき、審査・採点する。
- ウ 審査結果の合計得点が最も高い者を受託候補者とする。
- エ 最高得点者の数が同数となった場合は、見積額がより廉価であったものを受託候補者とする。さらに見積額が同額であった場合は、審査委員会の投票で決定する。

オ 参加者が1者の場合においても、本プロポーザルは有効とするが、受託候補者の決定については、審査委員会が行うものとする。

## (2) 結果通知

令和7年1月中旬以降、プレゼンテーションに参加した全ての参加者に審査結果を文書で通知するとともに、後日、本市のホームページで公表する。

## 12 契約の締結

受託候補者に決定された者は、本市と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないと判明した場合またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者から順次交渉するものとする。

## 13 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本実施要領「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 審査委員会が不適格と認めた場合

## 14 留意事項

- (1) 本プロポーザルにかかる一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出期限後における提出書類等の差し換え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。契約内容については、受託候補者と本市が協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。
- (6) 本プロポーザルにかかる情報開示請求があった場合には、千曲市情報公開条例（令和4年条例第23号）の規定に基づき開示することがある。
- (7) 担当部署が変更になった場合でも、本プロポーザルにかかる全ての事項は有効とする。

担当部署（問い合わせ・提出先）

千曲市役所 経済部 ふるさと振興課 ふるさと納税推進係

〒387-8511 千曲市杭瀬下二丁目1番地

電 話 : 026-214-5799 (直通)

F A X : 026-273-1921

E-mail : [f-nouzei@city.chikuma.lg.jp](mailto:f-nouzei@city.chikuma.lg.jp)

担当者 : 富岡 秀樹